

組合公報 臨時号

令和7年3月18日
島根県市町村職員共済組合

島共済公告第401号

診療報酬明細書等開示規程の一部を改正する規程をここに公告する。

令和7年3月18日

島根県市町村職員共済組合
理事長 中 村 中
(公 印 省 略)

診療報酬明細書等開示規程の一部を改正する規程

診療報酬明細書等開示規程（平成18年規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表</p> <p><u>運転免許証、個人番号（マイナンバー）カード、在留カード、特別永住者証明書、医療保険者が発行した資格確認書等</u></p> <p>※ 上記の本人確認書類を保持していない等、やむを得ない場合において、個別に本人確認のための書類として適切なものを判断するものとする。</p> <p>具体例としては、外国政府が発行する外国旅券、上記の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療養手帳、敬老手帳等とする。</p>	<p style="text-align: center;">(傍線部分は改正部分)</p> <p>別表</p> <p><u>共済組合員証（遠隔地被扶養者証、船員組合員証、船員被扶養者証、任意継続組合員証を含む。）</u>、<u>健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員被扶養者証を含む。）</u>、<u>国民健康保険被保険者証、運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る。）</u>、<u>年金手帳（基礎年金番号通知書）</u>、<u>年金証書、共済年金証書、恩給証書、旅券（パスポート）</u>、<u>個人番号カード（マイナンバーカード）</u>等</p> <p>※ 上記の本人確認書類を保持していない等、やむを得ない場合においては、個別に本人確認のための書類として適切なものを判断するものとする。</p> <p>具体例としては、外国政府が発行する外国旅券、上記の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療養手帳、敬老手帳等とする。</p>

4 診療内容に関する事項
 再発防止では、診療内容についての患者に対する説明もできまわりますので、ご了承ください。

5 個人情報の取り扱い
 (1) 個人情報保護法に基づいた個人情報の取扱いに関する取組は、当院の個人情報保護方針の取組作業、医療従事者等への事業継続計画の周知徹底等により行われます。
 (2) 個人情報の取扱いについては、「個人情報の取扱い等に関する取組方針」で規定された取扱いにより行われます。なお、緊急による取扱いを要する場合には、「緊急」扱いによる取扱いとなります。

6 感染防止・対策の取組に関する取組について
 新型コロナウイルス感染症に関する取組については、COVID-19について受け付けております。
 7 その他
 (1) 診療時間外は、休診日等が原則ですが、緊急時や感染症発生した際に必要に応じて対応いたします。また、一定の基準に基づいて対応されるものであり、感染防止の観点から必要に応じて診療内容のすべてが実施されているとは限りません。ご理解をお願いします。
 (2) 緊急時や感染症発生した際の対応については、当院の取組方針によりその対応が確保できない場合は、対応できないことをご理解ください。
 (3) 当院の感染防止に関する取組については、感染防止対策委員会が定期的に実施するものとさせていただきます。

4 診療内容に関する事項
 再発防止では、診療内容についての患者に対する説明もできまわりますので、ご了承ください。

5 個人情報の取り扱い
 (1) 個人情報保護法に基づいた個人情報の取扱いに関する取組は、当院の個人情報保護方針の取組作業、医療従事者等への事業継続計画の周知徹底等により行われます。
 (2) 個人情報の取扱いについては、「個人情報の取扱い等に関する取組方針」で規定された取扱いにより行われます。なお、緊急による取扱いを要する場合には、「緊急」扱いによる取扱いとなります。

6 感染防止・対策の取組に関する取組について
 新型コロナウイルス感染症に関する取組については、COVID-19について受け付けております。
 7 その他
 (1) 診療時間外は、休診日等が原則ですが、緊急時や感染症発生した際に必要に応じて対応いたします。また、一定の基準に基づいて対応されるものであり、感染防止の観点から必要に応じて診療内容のすべてが実施されているとは限りません。ご理解をお願いします。
 (2) 緊急時や感染症発生した際の対応については、当院の取組方針によりその対応が確保できない場合は、対応できないことをご理解ください。
 (3) 当院の感染防止に関する取組については、感染防止対策委員会が定期的に実施するものとさせていただきます。

別紙2

(表紙)

「医療機関就業等の関係記録をまとめる方」の取組むべき取組(2)

関係者においては、業務から医療機関就業等の関係記録のあった場合、関係者等の生活の支えとなる賃金の関係で問題が生じることがないことを確認した上で開示していることとなります。

「医療機関就業等の関係記録」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧ください。必要事項をご照会の上、準備されるようお願いします。

- 1 開示対象となる方
 - (1) 開示対象である方は、次の各号の一に該当される方に限ります。
 - ① 関係者又は関係事業者が死亡している場合は、当該関係者、関係事業者の父母、配偶者若しくは又はこれらに準ずる者(祖父、伯、叔)
 - ② ①の方から関係事業者又は関係事業者の報告における任意代理人
 - ③ ①の方から医療機関就業等の関係記録を作成することにつき委託を受けた関係人(任意代理人)

2 開示記録に当たっては医療関係等
関係者へ、必ず、開示記録ができる本人が同意、次の書類等をご持参の上で開示してください。

- (1) 医療機関就業等の関係記録書(書写件)
- (2) 開示記録を行う方の本人確認ができる書類(詳細は裏面の2ページ)
- ※ 書写における開示記録の正確な取組を確保については、届出による手続も可能です。

3 開示記録を行う方の本人確認
開示記録ができるのは上記の該当者本人に限っており、また、届出等に当たって、開示の取組を行う方本人であることを確認するため必要書類の提出を求めていますが、これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から必要であり、この取組を省略できません。

- 4 開示記録を行う場合の手続きについて
開示記録の手続きは、〇〇市となります。
- 5 関係記録開示等への開示及び確認
関係記録開示等への開示は個人情報となる場合については、関係の同意が得られていないければ、開示については同意を得ない関係者等に開示を行うこととなります。

また、関係記録開示等への開示は個人情報となる場合については、関係の同意が得られていないければ、開示しる旨の告知を行うこととなっております。
なお、同意が得られていない場合で関係記録開示等が医師の個人情報となる場合は、開示は実施されません。

別紙2

(裏紙)

「医療機関就業等の関係記録をまとめる方」の取組むべき取組(1)

関係者においては、業務から医療機関就業等の関係記録のあった場合、関係者等の生活の支えとなる賃金の関係で問題が生じることがないことを確認した上で開示していることとなります。

「医療機関就業等の関係記録」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧ください。必要事項をご照会の上、準備されるようお願いします。

- 1 開示対象となる方
 - (1) 開示対象である方は、次の各号の一に該当される方に限ります。
 - ① 関係者又は関係事業者が死亡している場合は、当該関係者、関係事業者の父母、配偶者若しくは又はこれらに準ずる者(祖父、伯、叔)
 - ② ①の方から関係事業者又は関係事業者の報告における任意代理人
 - ③ ①の方から医療機関就業等の関係記録を作成することにつき委託を受けた関係人(任意代理人)

2 開示記録に当たっては医療関係等
関係者へ、必ず、開示記録ができる本人が同意、次の書類等をご持参の上で開示してください。

- (1) 医療機関就業等の関係記録書(書写件)
- (2) 開示記録を行う方の本人確認ができる書類(詳細は裏面の2ページ)
- ※ 書写における開示記録の正確な取組を確保については、届出による手続も可能です。

3 開示記録を行う方の本人確認
開示記録ができるのは上記の該当者本人に限っており、また、届出等に当たって、開示の取組を行う方本人であることを確認するため必要書類の提出を求めていますが、これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から必要であり、この取組を省略できません。

- 4 開示記録を行う場合の手続きについて
開示記録の手続きは、〇〇市となります。
- 5 関係記録開示等への開示及び確認
関係記録開示等への開示は個人情報となる場合については、関係の同意が得られていないければ、開示については同意を得ない関係者等に開示を行うこととなります。

また、関係記録開示等への開示は個人情報となる場合については、関係の同意が得られていないければ、開示しる旨の告知を行うこととなっております。
なお、同意が得られていない場合で関係記録開示等が医師の個人情報となる場合は、開示は実施されません。

<p>6 診療内容に係る料金 当院では、診療内容についての料金に對してはお答えできませんので、ご了承ください。</p>	<p>7 調剤交付の業務時間 (1) 調剤業務を承領した日から調剤交付までの所要時間は、当院事務所の診療日の他診療、夜間診療等の一部の業務時間等のためにお断りいたします。 (2) 調剤交付の時間については、「当院事務所の業務時間表」でご覧いただけます。なお、緊急による交付を希望された場合には、「緊急」扱いによる交付となります。</p> <p>8 その他 (1) 当院事務所の業務時間は、特別診療時間等の業務時間に基づいた業務をお断りする場合があります。一定の基準に基づいて変更される場合があります。特別診療日のみならずも、診療内容のすべてが記載されているものではないことをご理解願います。 (2) 調剤することによって、処方箋等の写しの提出が必要となる場合があります。あらかじめお断りされた診療科目等は、断れませんので、ご断りをお願いします。</p> <p>(3) 調剤業務がなくなった診療科目等については、何らかの事情によりその内容が変更されない場合には、ご断りにお答えできません。</p>
---	---

<p>6 診療内容に係る料金 当院では、診療内容についての料金に對してはお答えできませんので、ご了承ください。</p>	<p>7 調剤交付の業務時間 (1) 調剤業務を承領した日から調剤交付までの所要時間は、当院事務所の診療日の他診療、夜間診療等の一部の業務時間等のためにお断りいたします。 (2) 調剤交付の時間については、「当院事務所の業務時間表」でご覧いただけます。なお、緊急による交付を希望された場合には、「緊急」扱いによる交付となります。</p> <p>8 その他 (1) 当院事務所の業務時間は、特別診療時間等の業務時間に基づいた業務をお断りする場合があります。一定の基準に基づいて変更される場合があります。特別診療日のみならずも、診療内容のすべてが記載されているものではないことをご理解願います。 (2) 調剤することによって、処方箋等の写しの提出が必要となる場合があります。あらかじめお断りされた診療科目等は、断れませんので、ご断りをお願いします。</p> <p>(3) 調剤業務がなくなった診療科目等については、何らかの事情によりその内容が変更されない場合には、ご断りにお答えできません。</p>
---	---

【請求】

「国家公務員等退職金の積立金制度（遺族付）」を信託の目的とする信託される方の本人保証に必要な書類

退職金受給者、個人番号（マイナンバー）カード、在留カード、納付金控（納付書、納税通知書の発行した資料）等、請求書に記載された名称、生年月日、住所（住所）が確認できるもの

【お支払外に必要な書類】

信託の依頼を受ける方から、信託の場合に必要書類、本人番号、マイ、在留カード、納付書

※ 信託の場合、上記のほか、信託組合員又は信託業務者の死亡の事象及びその遺族であることを確認できる次のいずれかの書類

（信託の依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

- (1) 戸籍簿（抄本） (2) 住民票（抄本） (3) 死亡診断書

信託の依頼を受ける方から、信託でかつ未成年者は未成年後見人である場合ににおける信託代理人の身分

※ 遺族が、未成年者は未成年後見人であること及び信託を依頼される方が信託者として未成年後見人又は未成年後見人であることを確認できる次のいずれかの書類（信託の依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

- (1) 戸籍簿（抄本） (2) 住民票 (3) 遺族等協議書 (4) 遺族協会の証明

※ (4) その他信託代理人選任届出を提出し得る書類

※ 信託の信託代理人の身分は、上記のほか、信託組合員又は信託業務者の死亡の事象及びその遺族であることを確認できる次のいずれかの書類（信託の依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

- (1) 戸籍簿（抄本） (2) 住民票（抄本） (3) 死亡診断書

信託の依頼を受ける方から、信託が理付金制度をすることに関する委任をした代理人（信託代理人）の身分

※ 遺族からレガシーの信託の依頼に関する委任があることを確認できる次のいずれか書類（信託の依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

- (1) 戸籍簿（抄本） (2) 住民票（抄本） (3) 死亡診断書

信託の依頼を受ける方から、信託の場合に必要書類、本人番号、マイ、在留カード、納付書

※ 信託の場合、上記のほか、信託組合員又は信託業務者の死亡の事象及びその遺族であることを確認できる次のいずれかの書類

- (1) 戸籍簿（抄本） (2) 住民票 (3) 遺族等協議書 (4) 遺族協会の証明

※ (4) その他信託代理人選任届出を提出し得る書類

※ 信託の信託代理人の身分は、上記のほか、信託組合員又は信託業務者の死亡の事象及びその遺族であることを確認できる次のいずれかの書類（信託の依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

- (1) 戸籍簿（抄本） (2) 住民票（抄本） (3) 死亡診断書

【請求】

「国家公務員等退職金の積立金制度（遺族付）」を信託の目的とする信託される方の本人保証に必要な書類

退職金受給者、個人番号（マイナンバー）カード、在留カード、納付金控（納付書、納税通知書の発行した資料）等、請求書に記載された名称、生年月日、住所（住所）が確認できるもの

【お支払外に必要な書類】

信託の依頼を受ける方から、信託の場合に必要書類、本人番号、マイ、在留カード、納付書

※ 信託の場合、上記のほか、信託組合員又は信託業務者の死亡の事象及びその遺族であることを確認できる次のいずれかの書類

- (1) 戸籍簿（抄本） (2) 住民票（抄本） (3) 死亡診断書

信託の依頼を受ける方から、信託でかつ未成年者は未成年後見人である場合ににおける信託代理人の身分

※ 遺族が、未成年者は未成年後見人であること及び信託を依頼される方が信託者として未成年後見人又は未成年後見人であることを確認できる次のいずれかの書類（信託の依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

- (1) 戸籍簿（抄本） (2) 住民票 (3) 遺族等協議書 (4) 遺族協会の証明

※ (4) その他信託代理人選任届出を提出し得る書類

※ 信託の信託代理人の身分は、上記のほか、信託組合員又は信託業務者の死亡の事象及びその遺族であることを確認できる次のいずれかの書類（信託の依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

- (1) 戸籍簿（抄本） (2) 住民票（抄本） (3) 死亡診断書

信託の依頼を受ける方から、信託が理付金制度をすることに関する委任をした代理人（信託代理人）の身分

※ 遺族からレガシーの信託の依頼に関する委任があることを確認できる次のいずれか書類（信託の依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

- (1) 戸籍簿（抄本） (2) 住民票（抄本） (3) 死亡診断書

信託の依頼を受ける方から、信託の場合に必要書類、本人番号、マイ、在留カード、納付書

※ 信託の場合、上記のほか、信託組合員又は信託業務者の死亡の事象及びその遺族であることを確認できる次のいずれかの書類

- (1) 戸籍簿（抄本） (2) 住民票 (3) 遺族等協議書 (4) 遺族協会の証明

※ (4) その他信託代理人選任届出を提出し得る書類

※ 信託の信託代理人の身分は、上記のほか、信託組合員又は信託業務者の死亡の事象及びその遺族であることを確認できる次のいずれかの書類（信託の依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

- (1) 戸籍簿（抄本） (2) 住民票（抄本） (3) 死亡診断書

信託の依頼を受ける方から、信託が理付金制度をすることに関する委任をした代理人（信託代理人）の身分

※ 遺族からレガシーの信託の依頼に関する委任があることを確認できる次のいずれか書類（信託の依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

- (1) 戸籍簿（抄本） (2) 住民票（抄本） (3) 死亡診断書

ア 遺族の署名・押印のあるシニアカード類や印鑑に係る委任状

イ 委任状に押印された時の印鑑登録証明書

○ 真正により親や配偶者を行う場合については、上記書類の写しに加え、住民票の写し又は外国人登録原簿の写し(親や配偶者をする日前の日付)に作成されたものに限る。)を提出していただくことにより確認することとなります。

※ 遺族からシニアカードの喪失届を提出する旨の通知があることを確認できるものに限ります。
例) 遺族(親)が遺失をする旨の届出が期限内に作成されたものに限る。)

イ 遺族の署名・押印のあるシニアカードの紛失に係る委任状

イ 委任状に押印された時の印鑑登録証明書

○ 真正により親や配偶者を行う場合については、上記書類の写しに加え、住民票の写し又は外国人登録原簿の写し(親や配偶者をする日前の日付)に作成されたものに限る。)を提出していただくことにより確認することとなります。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、令和6年12月2日から適用する。